

発議第216号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年11月26日

議会運営委員会委員長 山本 由夫

長崎県議会議長 外間 雅広 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。